

# 後期高齢者医療制度

保険料のお支払方法と  
臓器提供に関する意思表示について

## 保険料のお支払いを 「口座振替」に変更できます

- 納付書、年金でお支払いの方は、口座振替に変更することができます。
- 税申告の際「社会保険料控除」は、保険料をお支払いする方（口座名義人）が受けられます。

お申し出の際には、「本人の保険証、預金通帳、お届け印」が必要です。「口座振替」をご希望される方は、市民生活課国保賦課徴収係までお申し出ください。

※「年金」のお支払いから変更できる時期は、申し出の時期により異なります。

## 保険料のお支払い方法について

- 保険料の納め方は、「年金からのお支払い（特別徴収）」と「納付書・口座振替によるお支払い（普通徴収）」の2つの方法があります。
- ご自分のお支払い方法については、保険料額決定通知書（納入通知書）をご参照ください。

### 特別徴収 年金からのお支払いとなります。

- 手続きの必要はありません。

なお、次の方は特別徴収に該当せず、普通徴収となります。

- 受給している年金額が、年額18万円未満の方
- 介護保険とあわせて保険料が年金支給の半分以上を超える方

※この制度に加入してからおよそ半年間は、年金からのお支払いができません。「納入通知書」や「口座振替」でお納めください。

### 普通徴収 納付書・口座振替による金融機関でのお支払い。

- 口座振替に切り替わるまで、数ヶ月かかります。

## 臓器提供に関する意思表示ができるようになりました

臓器提供は、病気や事故で臓器が機能しなくなった人に、他の人の健康な臓器を移植して機能を回復させるという医療です。

臓器移植に関する法律の改正により、保険証に「臓器提供意思表示シール」を貼付して、臓器を提供するかしないかの意思表示を行うことができるようになりました。

臓器提供意思表示シールは、市役所医療保険係窓口を設置しています。詳しくはお問合せください。

北海道後期高齢者広域連合 〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 ☎011-290-5601  
赤平市市民生活課 保険料について…国保賦課徴収係 資格・給付について…医療保険係 ☎32-2214

ご存知  
ですか

年金  
information

市民年金係 ☎32-1823

## 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の

？ 付加年金を知っていますか？

老齢基礎年金の年金額は、792,100円（満額）40年間保険料を納付した方ですが、老後により高い老齢基礎年金を受けたいと考えている方は、毎月の保険料（15,100円）のほかに付加年金保険料（400円）を上乗せして納付することができます。（金額は全て平成22年度の額です。）

受けている方や国民年金基金の加入員の方は加入できません。  
※付加年金額は

「200円×付加保険料納付月数」

40年間付加保険料を納付した方  
792,100円＋200円×480月  
＝888,100円（年額）

老齢基礎年金の繰り上げ支給または繰り下げ支給を受けた場合は、付加年金額もそれに合わせて、繰り上げまたは繰り下げられます。繰り上げまたは繰り下げが行われた付加年金の額は年額にに応じて、老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額された金額になります。

付加保険料の額は1カ月400円

※納めることができるのは

第1号被保険者（20歳以上60歳未満の学生、自営業など）または任意加入被保険者の方です。国民年金保険料の免除・猶予を

2010

国勢調査

調査票の記入は

お済みでしょうか



10月7日までに提出をお願いします

調査票は、届きましたか？10月1日現在の皆さんの状況を、調査票に記入していただきます。



記入いただいた調査票は、封筒に入れて封をした上で調査員に渡していただくか、市に郵送で提出していただきます。



調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報保護するための厳格な守秘義務が課せられています。



調査についてのお問合せは、下記コールセンターまでお電話ください。

万一、調査票が届いていない場合は、赤平市国勢調査実施本部にご連絡ください。

市問合せ

赤平市国勢調査実施本部  
☎ 32-1834 (企画財政課地域対策係)

封筒に入れる前に、調査票の記入に誤りがないか、確認をお願いします。

国勢調査については、平成22年国勢調査広報サイト「国勢調査 e-ガイド」をご覧ください。

国勢調査 e-ガイド

検索

クリック

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/kouhou/index.htm>

総務省・北海道・赤平市

調査についてのお問合せは…

■国勢調査コールセンター ☎0570-01-2010

■設置期間 平成22年10月31日まで ■受付時間 午前8時～午後9時(土・日・祝日も利用できます)

※全国どこからでも市内通話料金でご利用になれます。【PHS・一部の IP 電話】03-6738-6677

※ PHS・一部の IP 電話の場合、所定の料金となります。

今月の納税

▼納期 11月1日(月)まで

■市道民税 第3期 ■国民健康保険税 第4期

■介護保険料 第4期 ■後期高齢者医療保険料 第4期

赤平市市税等

収納向上対策本部



園児のための幼稚園保育料

赤平幼稚園は、市からの支出と幼稚園保育料などの保護者負担によって運営されています。貴重な財源である幼稚園保育料が納入されないとい、子どもたちの安心・安全な幼稚園生活に支障をきたしかねません。

教育委員会では、納めている方と納めていない方との不公平感の解消と、幼稚園の安定した運営を維持するため、徴収の強化と入園・通園の制限を行っています。過去に兄弟が通園した際の滞納が残っている場合は入園を許可しません。

また、入園後3カ月以上滞納した場合や、幼稚園保育料に限らず市税・使用料等の滞納によって特定滞納者に認定された場合は、条例・規則により退園させるなどの厳しい姿勢で臨んでいます。

さらに卒園後も催告に応じない不誠実な保護者に対しては特定滞納者の認定を検討します。保護者の滞納により、何の責任もない子どもたちが幼稚園に通えなくなることは悲しいことです。そうした最悪の事態を避けるためにも、市税・使用料等は納期限までに必ず納めましょう。

■教育課学校教育係 ☎ 32-1822

❖市税・使用料等の納付は…便利・確実・安心な口座振替を！❖

お仕事など日中忙しく不在がちな方や、うっかり忘れがちな方に、納期ごとに市役所や金融機関へ行く手間がはぶけ、納め忘れの心配のない便利で安心な口座振替をおすすめします。

口座振替の手続きは、通帳とお届けの印鑑をもって市役所各収納担当窓口か市内金融機関の窓口で簡単にできますので、是非ご利用ください。

■事務局■

税務課納税係

☎32-2219